

## 茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務委託契約書（案）

茨城県知事 大井川 和彦（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務委託に関し、次のとおり委託契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 甲は、茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （委託業務の実施）

第2条 乙は、業務の実施に当たっては、甲の定める茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて実施しなければならない。

2 前項のほか、乙は、業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

### （委託期間）

第3条 この契約の委託期間は、契約締結日から令和6年1月12日までとする。

### （委託料の限度額）

第4条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、  
金 円（うち消費税及び地方消費税 円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

### （委託料の支払）

第5条 委託費は、委託業務が完了し、第12条第1項の規定により通知をした後、乙の請求を受理してから30日以内に支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により、委託料の90%以内の額のうち必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

### （契約保証金）

第6条 （契約時に適宜記載）

### （再委託の制限）

第7条 乙は、この業務委託達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

### （秘密の保持）

第8条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第9条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を順守しなければならない。

(第三者損害)

第10条 業務の実施に当たり第三者に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償する責に任ずる。  
2 前項の規定にかかわらず、同項の損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(業務完了報告)

第11条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、業務完了報告書（別紙様式）を、委託業務の終了した日から起算して30日以内又は令和6年1月12日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第5条第2項の規定による概算払を受けたときは、完了報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

(検査及び通知)

第12条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、その旨を乙に対して通知するものとする。  
2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品等について補正を求められたときは、遅滞なく補正を行い、委託業務完了報告書に補正完了報告書を添えて甲に提出し、再検査を受けなければならない。  
3 第1項の規定は、前項の規定により委託業務完了報告書及び補正完了報告書の提出があった場合において準用する。

(委託業務の中止等)

第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。  
2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ契約の解除又は一部の変更を行うものとする。  
3 前項の規定により契約を解除したときは、第5条、第11条及び第12条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第14条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、委託業務の内容を変更しようとするときは、甲に申し出てその承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(委託業務の報告)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(成果品の帰属)

第17条 本件成果品が著作物に該当する場合には、当該著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本契約に定める検査に合格した時点で甲に帰属するものとする。ただし、本契約前から乙又は第三者が有していた著作権については、乙又は第三者に留保される。

2 乙は、本件成果品の利用について著作者人格権を行使しない。

(権利又は義務の譲渡禁止)

第18条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は、信用保証組合及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

(帳簿等)

第19条 乙は、業務委託に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、全額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結した日から5年間保存するものとする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県知事 大井川 和彦

乙

## 別記 特約事項

### 1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うよう努めること。

### 2 法人情報等の収集の制限

委託業務を処理するための法人情報等を収集する時は、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

### 3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

### 4 守秘義務

委託業務の処理に当たって雇用をするときは、被用者に対して情報の守秘を義務付けるとともに、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

### 5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

### 6 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された資料等のうち甲の指定するものは、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

### 概 算 払 請 求 書

茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務の委託料に係る概算払請求について、契約書第5条第2項及び第3項の規定により、下記のとおり請求します。

#### 記

1 概算請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

2 概算払を必要とする理由

3 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関	金 額
振替 口座	預金種別 普通・当座・その他
	口座番号
	フリガナ 口座名義

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

業 務 完 了 報 告 書

このことについて、下記のとおり完了いたしましたので、契約書第11条の規定に基づき報告します。

記

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 1 委託業務の名称 | 茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務委託     |
| 2 委託料     | 円                         |
| 3 履行期間    | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日      |
| 4 成果品     | 事業実施報告書 印刷物：5部<br>電子媒体：1部 |